

# 業 務 概 要

業 務 名	令和6年度 特定建築物定期調査業務
業 務 概 要	<p>建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づく下記特定建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他劣化状況の調査</p> <p>【対象建築物】</p> <p>守谷小学校、御所ヶ丘小学校、守谷中学校、大井沢小学校、郷州小学校、愛宕中学校、大野小学校、松前台小学校、御所ヶ丘中学校、高野小学校、松ヶ丘小学校、けやき台中学校、黒内小学校</p>